

様式第 16 号（第 12 条関係）



平成 30 年 4 月 16 日

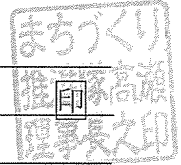
三豊市長 様

申請者 団体の所在地 三豊市高瀬町下勝間 2 3 4 7 番地 1

団体の名称 特定非営利活動法人
まちづくり推進隊高瀬

代表者氏名 理事長 高 嶋 和 弘

電話番号 0 8 7 5 - 7 3 - 3 4 1 0



地域内分権推進交付金実績報告書

平成 29 年 5 月 15 日付け三政地第 112 号-2 により交付金の交付決定等を受けた地域内分権推進事業について、下記のとおり実施したので、三豊市地域内分権推進交付金交付規則第 6 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 実績報告額 14,343,680 円
- 2 添付書類
 - (1) 事業報告書
 - (2) 決算監査報告書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 財産目録
 - (5) 収支決算書
 - (6) 全役員名簿
 - (7) 事業年度末の定款又は規約
 - (8) その他市長が必要と認める書類

平成29年度の事業報告
(平成29年4月1日～平成30年3月31日)
団体の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬

1 事業の成果

今年度の活動は、28年度の活動をベースに、よりレベルアップした活動を目指した。

会員数は現在161名、業務は、まちづくり事業（防災活動・交流研修活動）と自主事業（16事業）を行い、会員や活動関係者の安全を確保し、大過なく1年を終えることができた。

次年度以降の活動課題として、各部会で役割分担をすることで課題解決にこれまで以上に積極的な運営をめざしていきたい。そのためには、会員をはじめ町民皆様のご理解とご協力が欠かせないので、今後も更なるお願いをしたい。

市の委譲業務としては、自治会連合会と地区衛生組織連合会を運営して多くの住民にご協力いただき、つつがなく移譲業務を遂行できた。

2 個別事業報告書

(1) 移譲業務 1

事業名	防犯灯管理		
事業内容	町内の防犯灯の管理、修繕等を実施。		
実施日時	通年		
実施場所	高瀬町内		
参加者・受益者	高瀬町住民 (延人数 一人)		
役務提供者	事務局 (実人数 2人) (延人数 一人)		
予算額	収入額	301,676円	支出額 301,676円
決算額	内訳 受取交付金	301,676円	内訳 修繕費 301,676円

移譲業務 2

事業名	交通安全街頭キャンペーン		
事業内容	交差点における交通安全の立しゅうを行った。		
実施日時	平成29年4月10日 7:30～8:00 平成29年7月 5日 7:30～8:00 平成29年9月29日 17:00～18:00		
実施場所	国道11号線・詫間琴平線の交差点4差路付近		
参加者・受益者	高瀬町住民 (延人数 一人)		
役務提供者	事務局員、三豊警察署、交通安全協会員 (実人数 2人) 交通安全指導員、交通安全母の会、 (延人数 120人) 高齢者交通指導員		
予算額	収入額	14,580円	支出額 14,580円
決算額	内訳 受取交付金	14,580円	内訳 食料費(茶代) 14,580円

移譲業務 3

事業名	三豊市地区衛生組織連合会高瀬支部事務局	
事業内容	三豊市地区衛生組織連合会高瀬支部に関する事務を行った。 (役員会、総会の開催、視察研修、一斉清掃、段ボールコンポスト受付配布等)	
実施日時	通年	
実施場所	高瀬町内	
参加者・受益者	高瀬町住民 (延人数 一人)	
役務提供者	事務局員 (実人数 2人) (延人数 一人)	
予算額 予決算額	収入額	一円
	支出額	一円
	内訳	内訳
※三豊市地区衛生組織連合会高瀬支部 (別会計) として事業を実施		

移譲業務 4

事業名	三豊市自治会連合会高瀬支部事務局	
事業内容	三豊市自治会連合会に関する事務を行った。 (役員会、総会開催、自治会長視察研修、広報配布)	
実施日時	通年	
実施場所	高瀬町内	
参加者・受益者	高瀬町住民 (延人数 一人)	
役務提供者	事務局員 (実人数 2人) (延人数 一人)	
予算額 予決算額	収入額	695,000円
	支出額	695,000円
	内訳 受取交付金	695,000円
※三豊市自治会連合会高瀬支部 (別会計) として事業を実施		

(2) まちづくり事業

①本部事業 1

事業名	第3回まちづくり若者&地域交流研修		
事業内容	高校生とまちづくり会員での交流・意見交換会。 まちづくり推進隊高瀬自主事業の紹介。		
実施日時	平成29年8月19日(土)9:00~11:10		
実施場所	みとよ未来創造館		
参加者・受益者	会員、高瀬高校(教頭先生・生徒) (延人数 20人)		
役務提供者	理事役員、事務局員		(実人数 10人)
			(延人数 一人)
予算額	収入額	0円	支出額 0円
決算額	内訳 受取交付金	0円	内訳

本部事業 2

事業名	研修事業		
事業内容	7/22	蛍放流の里（高松市） 蛍の里づくり（3名） ￥1,240	
	9/9	第27回日本ヨーガ同友会指導者養成講座（高松市） 小山博明 ￥6,900	
	11/3	竹あかり研修（塩江町） 岩本仁美・近藤光子・事務局（2名） ￥2,450	
	11/5	11/17の伊座利研修の下見（徳島県） 豊島夕起子 ￥9,820	
	11/17	まちづくり研修「伊座利と鳴門市のこうのとり」（徳島県） まちづくり会員（20名） ￥147,564	
	30年		
	3/3	四国八十八か所のへんろ小屋を支援する会の総会（松山市） へんろ小屋高瀬おせっ隊（4名） 11,540	
実施場所	各々		
参加者・受益者	会員・理事（延人数 33人）		
役務提供者	会員・理事・事務局員（実人数 一人） （延人数 33人）		
予算額 決算額	収入額	179,514円	支出額 179,514円
	内訳 受取交付金	149,514円	内訳 諸謝金 5,182円
	受取負担金	30,000円	旅費交通費 38,570円
			会議費 2,100円
			通信運搬費 30,062円
			賃借料 102,600円
			食糧費（乗務員昼食） 1,000円

②自主事業 1

事業名	NO 1 男女共同参画			
事業内容	男女共同参画推進講演会を開催した。			
実施日時	6/23			
実施場所	みとよ未来創造館3階大ホール			
参加者・受益者	会員・高瀬町住民・高瀬大学 (延人数 105人)			
役務提供者	男女共同参画会員・女性フォーラム高瀬会員 (実人数 一人) 高瀬町公民館・事務局員・理事 (延人数 10人)			
予算額	収入額	28,827円	支出額	28,827円
	内訳 受取交付金	28,827円	内訳 諸謝金	26,774円
			消耗品費	1,749円
			通信運搬費	304円

自主事業 2

事業名	NO 2 里山愛好会			
事業内容	高瀬町内の登山道の整備を行った。 整備した山に高瀬町公民館や幼稚園と登山計画をして 里山登山の良さをわかってもらうことができた。			
実施日時	6/13. 7/22. 7/28. 9/10. 9/17. 9/23. 10/9. 10/10. 11/3. 11/11. 11/12 11/19. 12/16. 12/17. 2/17. 3/8. 3/18. 3/29			
実施場所	高瀬町内			
参加者・受益者	高瀬町住民 (延人数 70人)			
役務提供者	里山愛好会員 (実人数 一人) (延人数 120人)			
予決算額	収入額	549,809円	支出額	549,809円
	内訳 受取交付金	549,809円	内訳 諸謝金	184,750円
			消耗品費	225,210円
			消耗備品費	50,372円
			印刷製本費	14,400円
			会議費	12,165円
			保険料	42,656円
			業務委託費	10,000円
			通信運搬費	9,056円
			租税公課	1,200円

自主事業 3

事業名	N03 楽しい農村づくり		
事業内容	麻地区の休耕田を利用し、花の定植、幼稚園のどろんこ遊びの場所作り、耕うん作業の手伝い。 今年度から荒れた竹林を荒はい対策として「竹灯ろう」を作成しイベントを行った。		
実施日時	4/25. 4/29. 5/31. 7/8. 8/1. 8/20～30. 11/30. 2/10		
実施場所	高瀬町内		
参加者・受益者	麻幼稚園・地域住民 (延人数 80人)		
役務提供者	楽しい農村づくり会員・理事 (実人数 一人) (延人数 47人)		
予算額 予決算額	収入額	121,221円	支出額 121,221円
	内訳 受取交付金	104,721円	内訳 諸謝金 20,000円
	受取負担金	16,500円	消耗品費 100,681円
			車両燃料費 540円

自主事業 4

事業名	N04 高瀬百景		
事業内容	百景の看板設置、現地確認を実施した。		
実施日時	4/17. 5/29. 6/14. 9/21. 10/26.		
実施場所	みとよ未来創造館・各看板設置場所		
参加者・受益者	高瀬町住民 (延人数 一人)		
役務提供者	高瀬百景会員 (実人数 一人) (延人数 53人)		
予算額 予決算額	収入額	594,830円	支出額 594,830円
	内訳 消耗品 (高瀬百景冊子)	54,600円	内訳 消耗品 (翌年度繰越分) (高瀬百景冊子) 40,300円
	受取交付金	540,230円	構築物 (案内板) 540,000円
			通信運搬費 2,230円
			業務委託費 10,000円
			会議費 2,300円

自主事業 5

事業名	N05 健康づくり応援団		
事業内容	健康づくりのために出前講座を実施した。 講座内容は予防医学・ヨガ・鍼灸実践。		
実施日時	4/14. 5/16. 7/7. 8/27. 9/4. 9/28		
実施場所	高瀬町内		
参加者・受益者	高瀬町住民 (延人数 127人)		
役務提供者	健康づくり応援団員 (実人数 一人) (延人数 13人)		
予算額 決算額	収入額	6,500円	支出額 6,500円
	内訳 受取交付金	6,500円	内訳 諸謝金 6,500円

自主事業 6

事業名	N06 国市池を美しくする会		
事業内容	国市池周辺の草刈り、花の手入れやゴミ拾いを実施した。 野鳥が休めるように止まり木を設置した。		
実施日時	7/25. 12/6. 12/10. 12/11. 12/30		
実施場所	国市池周辺		
参加者・受益者	高瀬町住民 (延人数 一人)		
役務提供者	国市池を美しくする会員 (実人数 一人) (延人数 35人)		
予算額 決算額	収入額	188,635円	支出額 188,635円
	内訳 受取交付金	188,635円	内訳 諸謝金 17,500円
			会議費 3,417円
			消耗品費 100,598円
			賃借料 22,000円
			業務委託費 45,120円

自主事業 7

事業名	N07 麻城跡を守る会		
事業内容	麻城跡周辺や道中の草刈り、倒木の伐採を実施。		
実施日時	5/28		
実施場所	麻城跡周辺		
参加者・受益者	高瀬町住民 (延人数 一人)		
役務提供者	麻城跡を守る会員 (実人数 一人) (延人数 12人)		
予算額 決算額	収入額	7,560円	支出額 7,560円
	内訳 受取交付金	7,560円	内訳 諸謝金 6,000円
			会議費 1,560円

自主事業 8

事業名	N08 地域住民親交		
事業内容	高瀬町住民の親睦を図るために年2回のゴルフ大会を実施		
実施日時	6/2. 11/18		
実施場所	琴平カントリー倶楽部		
参加者・受益者	高瀬町住民		(延人数 117人)
役務提供者	地域住民親交会員		(実人数 一人) (延人数 22人)
予算額 決算額	収入額	35, 320円	支出額 35, 320円
	内訳 受取交付金	35, 320円	内訳 諸謝金 22, 000円
			消耗品費 918円
			印刷製本費 302円
			会議費 12, 100円

自主事業 9

事業名	N09 地域伝統文化伝承			
事業内容	上高瀬の鬼ヶ臼山に纏わる伝統を次世代に引き継ぐための活動及び登山道の整備を実施した。 高瀬高校生徒が参加し伝統を伝えることができた。			
実施日時	12/24			
実施場所	上高瀬民家と鬼ヶ臼山現地			
参加者・受益者	高瀬町住民 (延人数 一人)			
役務提供者	鬼ヶ臼伝承会員・高瀬高校生徒・事務局員 (実人数 一人) (延人数 30人)			
予算額 決算額	収入額	3,403円	支出額	3,403円
	内訳 受取交付金	3,403円	内訳 会議費	2,527円
			印刷製本費	876円

自主事業 10

事業名	N010 蛍の里づくり		
事業内容	麻小学校3年生と一緒に蛍の幼虫の育て方を学び、幼虫の放流を行った。蛍籠づくりの研修に参加した。 高瀬高校生物部に幼虫の飼育を依頼した。		
実施日時	7/22. 10/31. 11/1. 3/8.		
実施場所	麻小学校・麻地区・高瀬高校		
参加者・受益者	麻小学校・高瀬高校生・高瀬町住民		(延人数 76人)
役務提供者	蛍の里づくり会員・理事・事務局員		(実人数 一人) (延人数 10人)
予算額 決算額	収入額	3,000円	支出額 3,000円
	内訳 受取交付金	3,000円	内訳 諸謝金 3,000円

自主事業 1 1

事業名	N011 ネットでまちづくり応援隊		
事業内容	インターネットに関する勉強を開催した。		
実施日時	毎週土曜日		
実施場所	麻分室（麻の公民館横）		
参加者・受益者	高瀬町住民、推進隊会員（延人数 310人）		
役務提供者	ネットでまちづくり会員（実人数 一人） （延人数 90人）		
予算額 決算額	収入額	67,404円	支出額 67,404円
	内訳 受取交付金	67,404円	内訳 通信運搬費 67,404円

自主事業 1 2

業名	N012 パートナーをさがせ！お節介隊		
事業内容	次年度に婚活イベントを開催するため、各方面への働きかけや必要な知識を学んだ。		
実施日時			
実施場所	高瀬町内・観音寺市		
参加者・受者	高瀬町住民（延人数 一人）		
役務提供者	玉尾哲也（実人数 一人） （延人数 4人）		
予算額 決算額	収入額	0円	支出額 0円
	内訳 受取交付金	0円	

自主事業 1 3

事業名	N013 へんろ小屋高瀬おせっ隊		
事業内容	お遍路さんに、へんろ小屋にてお接待し、地域交流を実施する。ボランティアさんがお接待する。		
実施日時	毎月第2日曜日第4日曜日		
実施場所	へんろ小屋茶処高瀬休憩所（上高瀬眼科前バス停留所横）		
参加者・受益者	お遍路さん（延人数 180人）		
役務提供者	へんろ小屋高瀬お接待会員（実人数 一人） （延人数 200人）		
予算額 決算額	収入額	9,349円	支出額 9,349円
	内訳 受取交付金	9,349円	内訳 会議費 2,000円
			消耗品費 7,349円

自主事業 14

事業名	N014 爺神山創生	
事業内容	爺神山登山道整備、不法ゴミの撤去、草刈等を実施した。	
実施日時	5/15. 7/19. 7/20. 11/19. 1/14. 3/11	
実施場所	爺神山周辺	
参加者・受益者	高瀬町住民 (延人数 一人)	
役務提供者	爺神山創生会員 (実人数 一人) (延人数 59人)	
予 決 算 額	収入額	108,343円
	支出額	108,343円
	内訳 受取交付金	108,343円
	内訳 諸謝金	29,500円
	消耗品費	45,451円
	賃借料	13,000円
	業務委託費	18,520円
	会議費	1,872円

自主事業 15

事業名	N015 コウノトリを守る会	
事業内容	岩瀬池に飛来するコウノトリのために、休耕田にビオトープを作り生活環境を整備するとともに、巣塔を設置した。	
実施日時	6/17. 11/4. 11/30. 3/1～30(年間を通じて見守り)	
実施場所	岩瀬池周辺	
参加者・受益者	高瀬町住民 (延人数 一人)	
役務提供者	コウノトリを守る会員・麻小学校 (実人数 一人) (延人数 58人)	
予 決 算 額	収入額	309,410円
	支出額	309,410円
	内訳 受取交付金	309,410円
	内訳 諸謝金	500円
	消耗品費	4,870円
	業務委託費	100,000円
	構築物 (巣塔)	204,040円

自主事業 16

事業名	N016 たかせ夏まつり	
事業内容	たかせ夏まつりを企画・実施し、高瀬町内でのにぎわいづくりに資した。	
実施日時	7/8(土)	
実施場所	市役所前通り	
参加者・受益者	高瀬町住民 (延人数 一人)	
役務提供者	実行委員、ボランティア、理事、事務局員 (実人数 一人) (延人数 85人)	
予 決 算 額	収入額	4,021,535円
	支出額	4,021,535円
	内訳 受取交付金	2,586,535円
	内訳 諸謝金	665,249円
	寄付金	1,435,000円
	消耗品費	73,886円
	車両燃料費	1,758円
	食糧費	200,275円
	印刷製本費	1,036円
	通信運搬費	23,395円
	広告宣伝費	200,373円
	保険料	78,580円
	業務委託費	2,138,321円
	賃借料	619,062円
	支払寄付金	15,000円
	租税公課費	4,600円

3 総会、理事会、役員会の開催状況
(総 会)

会議名	特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬通常総会		
開催日時	平成29年4月22日 (土) 13:30~15:00	出席状況	出席者数 50名 委任状 52名
審議及び 議事内容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 平成28年度事業報告並びに決算報告の承認について 第3号議案 平成29年度事業計画案並びに予算案の承認について 第4号議案 特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬定款変更について 第5号議案 役員改正について		

(理事会)

会 議 名	第1回特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬理事会		
開催日時	平成29年4月10日（月）19：00～20：30	出席状況	理事12人 監事 0人
審議及び 議事内容	第1号議案 議事録署名任意について 第2号議案 総会開催について 第3号議案 まちづくりの自動車契約について		

会 議 名	第2回特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬理事会		
開催日時	平成29年5月15日（月）19：00～20：30	出席状況	理事11人 監事 0人
審議及び 議事内容	第1号議案 議事録署名任意について 第2号議案 まちづくりの事業活動について		

会 議 名	第3回特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬理事会		
開催日時	平成29年6月12日（月）19：00～20:30	出席状況	理事13人 監事 0人
審議及び 議事内容	第1号議案 議事録署名任意について 第2号議案 まちづくりの事業内容について		

会 議 名	第4回特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬理事会		
開催日時	平成29年7月10日（月）19:00～21:00	出席状況	理事11人 監事0人
審議及び 議事内容	第1号議案 議事録署名任意について 第2号議案 まちづくりのために今何をやらなければいけないか 第3号議案 地域づくり団体全国研修交流会香川大会について		

会 議 名	第5回特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬理事会		
開催日時	平成29年8月7日（月）19:00～21:00	出席状況	理事12人 監事0人
審議及び 議事内容	第1号議案 議事録署名任意について 第2号議案 まちづくりのために今何をやらなければいけないか 第3号議案 地域づくり団体全国研修交流会香川大会について		

会 議 名	第6回特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬理事会		
開催日時	平成29年9月11日（月）19:00～21:00	出席状況	理事9人 監事0人
審議及び 議事内容	第1号議案 議事録署名任意について 第2号議案 地域づくり団体全国研修交流会香川大会の感想・反省 第3号議案 第4回まちづくり若者&地域交流研修について		

会 議 名	第7回特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬理事会		
開 催 日 時	平成29年10月10日（火）19:00～21:00	出席状況	理事11人 監事0人
審 議 及 び 議 事 内 容	第1号議案 議事録署名任意について 第2号議案 「高瀬茶の発祥地」周辺整備について 第3号議案 健康づくりとして、まちづくりを推進する実践案について 第4号議案 まちづくり推進ボランティア募集について		

会 議 名	第8回特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬理事会		
開 催 日 時	平成29年11月13日（月）19:00～20:58	出席状況	理事10人 監事0人
審 議 及 び 議 事 内 容	第1号議案 議事録署名任意について 第2号議案 まちづくり若者&地域交流研修の計画について 第3号議案 30年度の理事・役員並びに行事について		

会 議 名	第9回特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬理事会		
開 催 日 時	平成29年12月12日（月）17:30～18:40	出席状況	理事8人 監事0人
審 議 及 び 議 事 内 容	第1号議案 議事録署名任意について 第2号議案 二ノ宮茶文字周辺の環境整備について		

会 議 名	第10回特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬理事会		
開 催 日 時	平成30年1月11日（月）15:30～16:30	出席状況	理事11人 監事0人
審 議 及 び 議 事 内 容	第1号議案 議事録署名任意について 第2号議案 二ノ宮茶文字周辺の見学・竹あかりイベントについて		

会 議 名	第11回特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬理事会		
開 催 日 時	平成30年2月12日（月）19:00～20:15	出席状況	理事11人 監事0人
審 議 及 び 議 事 内 容	第1号議案 議事録署名任意について 第2号議案 今年度事業の反省		

会 議 名	第12回特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬理事会		
開 催 日 時	平成30年3月5日（金）19:00～21:00	出席状況	理事10人 監事0人
審 議 及 び 議 事 内 容	第1号議案 議事録署名任意について 第2号議案 次年度の計画について		

決算監査報告書

団体又の名称 特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬
代表者氏名 理事長 高木 知己 様

平成29年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)の事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び会計帳簿を監査した結果、適法に処理され、当該帳簿には適正に記載されていると認める。

平成30年 9月 10日

団体の名称 特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬

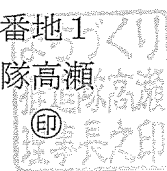
監 事 川江 秀樹 印 

監 事 鴨田 郁夫 印 

この写しは、決算監査報告書の原本と相違ありません。

香川県三豊市高瀬町下勝間2347番地1
特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬

理 事 長 高木 知己



決 算 報 告 書

第 6 期

自 平成29年 4月 1日

至 平成30年 3月31日

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬

香川県三豊市高瀬町下勝間 2 3 4 7 番地 1



貸借対照表

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬
全事業所

[税込] (単位:円)
平成30年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		前受交付金	1,250,320
普通 預金	1,308,350	預 り 金	29
現金・預金 計	1,308,350	預り金(源泉所得税)	5,658
消 耗 品	40,300	預り金(社会保険料)	30,139
流動資産合計	1,348,650	流動負債 計	1,286,146
【固定資産】		負債合計	1,286,146
(有形固定資産)		正 味 財 産 の 部	
構 築 物	1,902,808	【正味財産】	
機械及び装置	303,661	前期繰越正味財産額	1,592,384
什器 備品	22,230	当期正味財産増減額	698,819
有形固定資産 計	2,228,699	正味財産 計	2,291,203
固定資産合計	2,228,699	正味財産合計	2,291,203
資産合計	3,577,349	負債及び正味財産合計	3,577,349

財 産 目 録

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬
全事業所

[税込] (単位:円)
平成30年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

普通 預金

1,308,350

現金・預金 計

1,308,350

消 耗 品

40,300

流動資産合計

1,348,650

【固定資産】

(有形固定資産)

構 築 物

1,902,808

機械及び装置

303,661

什器 備品

22,230

有形固定資産 計

2,228,699

固定資産合計

2,228,699

資産の部 合計

3,577,349

《負債の部》

【流動負債】

前受交付金

1,250,320

預 り 金

29

預り金 (源泉所得税)

5,658

預り金 (社会保険料)

30,139

流動負債 計

1,286,146

負債の部 合計

1,286,146

正味財産

2,291,203

活 動 計 算 書

[税込] (単位: 円)

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬

自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日

【経常収益】

【受取助成金等】

受取負担金	46,500	
受取交付金	<u>14,343,680</u>	14,390,180

【事業収益】

事業 収益		1,435,800
-------	--	-----------

【その他収益】

受取 利息		<u>28</u>
-------	--	-----------

経常収益 計 15,826,008

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

人件費計	<u>0</u>	
------	----------	--

(その他経費)

業務委託費 (事業)	2,321,961
諸 謝 金 (事業)	988,955
印刷製本費 (事業)	16,614
会 議 費 (事業)	42,901
旅費交通費 (事業)	38,570
車両燃料費 (事業)	2,298
通信運搬費 (事業)	149,671
消耗備品費 (事業)	50,372
消耗品 費 (事業)	560,712
食 糧 費 (事業)	215,855
修 繕 費 (事業)	301,676
賃 借 料 (事業)	756,662
保 険 料 (事業)	121,236
租税 公課 (事業)	5,800
支払助成金 (事業)	695,000
支払寄付金 (事業)	15,000
広告宣伝費 (事業)	<u>200,373</u>

その他経費計	<u>6,483,656</u>
--------	------------------

事業費 計 6,483,656

【管理費】

(人件費)

給料 手当	4,443,078
役員 報酬	1,270,000
役員議事報償費	326,000
法定福利費	<u>632,389</u>
人件費計	<u>6,671,467</u>

(その他経費)

印刷製本費	484,953
諸 謝 金	53,000
会 議 費	8,400
旅費交通費	1,650
車両燃料費	38,848

活 動 計 算 書

[税込] (単位：円)

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬

自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日

通信運搬費	141,793		
消耗備品費	123,593		
消耗品 費	266,426		
水道光熱費	42,900		
減価償却費	263,949		
保 險 料	165,230		
リ ー ス 料	343,260		
租税 公課	4,800		
業務委託料	32,400		
支払手数料	864		
その他経費計	1,972,066		
管理費 計		8,643,533	
経常費用 計			15,127,189
当期経常増減額			698,819
【経常外収益】			
経常外収益 計			0
【経常外費用】			
経常外費用 計			0
税引前当期正味財産増減額			698,819
当期正味財産増減額			698,819
前期繰越正味財産額			1,592,384
次期繰越正味財産額			2,291,203

損益計算書

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬
全事業所

[税込] (単位: 円)

自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日

【経常収益】

【受取助成金等】

受取負担金 46,500

受取交付金 14,343,680

【事業収益】

事業 収益 1,435,800

【その他収益】

受取 利息 28

経常収益 計

15,826,008

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

人件費計 0

(その他経費)

業務委託費(事業) 2,321,961

諸 謝 金(事業) 988,955

印刷製本費(事業) 16,614

会 議 費(事業) 42,901

旅費交通費(事業) 38,570

車両燃料費(事業) 2,298

通信運搬費(事業) 149,671

消耗備品費(事業) 50,372

消耗品 費(事業) 560,712

食 糧 費(事業) 215,855

修 繕 費(事業) 301,676

賃 借 料(事業) 756,662

保 険 料(事業) 121,236

租税 公課(事業) 5,800

支払助成金(事業) 695,000

支払寄付金(事業) 15,000

広告宣伝費(事業) 200,373

その他経費計 6,483,656

事業費 計

6,483,656

【管理費】

(人件費)

給料 手当 4,443,078

役員 報酬 1,270,000

役員議事報償費 326,000

法定福利費 632,389

人件費計 6,671,467

(その他経費)

印刷製本費 484,953

諸 謝 金 53,000

会 議 費 8,400

旅費交通費 1,650

車両燃料費 38,848

損益計算書

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬
全事業所

[税込] (単位: 円)

自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日

通信運搬費	141,793	
消耗備品費	123,593	
消耗品 費	266,426	
水道光熱費	42,900	
減価償却費	263,949	
保 險 料	165,230	
リース 料	343,260	
租税 公課	4,800	
業務委託料	32,400	
支払手数料	864	
その他経費計	<u>1,972,066</u>	
管理費 計		<u>8,643,533</u>
経常費用 計		<u>15,127,189</u>
当期経常増減額		698,819
【経常外収益】		
経常外収益 計		0
【経常外費用】		
経常外費用 計		0
税引前当期正味財産増減額		<u>698,819</u>
当期正味財産増減額		698,819
前期繰越正味財産額		<u>1,592,384</u>
次期繰越正味財産額		<u>2,291,203</u>

全 役 員 名 簿
(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

団体又は法人の名称 特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬

役名	氏名	住所	就任期間	報酬を受けた機関
理 事 長	高 木 知 巳	高瀬町上麻350－1	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日
副理事長	大 平 淳 子	高瀬町上高瀬1952－7	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日
副理事長	高 嶋 和 弘	高瀬町比地2585	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日
理 事	中 西 節 夫	高瀬町下勝間1959	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	無
理 事	豊 嶋 憲 一	高瀬町上勝間2229	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	無
理 事	宮 崎 史 郎	高瀬町比地2608	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	無
理 事	近 藤 光 子	高瀬町羽方2044－29	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	無
理 事	小 野 秀 樹	高瀬町上高瀬2049－2	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	無
理 事	青 野 秀 清	高瀬町羽方802－1	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	無
理 事	小 野 真 一	高瀬町佐股甲1189－1	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	無
理 事	豊 島 夕 起 子	高瀬町上勝間405	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	無
理 事	石 井 秀 文	高瀬町比地中145	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	無
理 事	小 野 真 由 美	高瀬町上麻198－6	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	無
監 事	川 江 秀 樹	高瀬町下麻1000	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日
監 事	鴨 田 郁 夫	高瀬町比地中2257－1－305	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日

特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県三豊市高瀬町下勝間 2347 番地 1 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、三豊市と相互に協力しながら、各種事業の自主的な企画運営を通じ、高瀬町民が将来に夢を持てるような、魅力的で活力溢れる故郷「高瀬町」を創造することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (8) 子どもの健全育成を図る活動
- (9) 経済活動の活性化を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 安全、安心、防災に資する事業
- (2) 環境保全に関する事業
- (3) 健康及び福祉の増進に資する事業
- (4) 関係団体と連携し、地域活性化に資する事業
- (5) 地域住民が相互に親交を深める事業
- (6) 地域社会が自立するための事業
- (7) その他目的達成のための事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、一般会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 一般会員 第3条に規定する目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 第5条に規定する事業内容に賛同して入会した団体若しくは法人、又は個人

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第8条 入会金及び年会費は、無料とする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 本人が死亡したとき。
- (4) 賛助会員である団体又は法人が消滅したとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 理事3人以上13人以内
 - (2) 監事2人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 役員は、一般会員の中から選任しなければならない。

- 2 理事及び監事は、総会において選任する。
- 3 理事長及び副理事長は、理事の互選とし、総会に報告しなければならない。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。
- 3 副理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。
- 4 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。ただし、役員が総辞職したときは、総辞職した日を起算日として新たな任期とする。
- 5 前4項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていないときは、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 6 役員は辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事にあつては理事会又は総会の議決により、監事にあつては総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬等)

第18条 役員は、報酬を受けることができる。ただし、報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1を超えてはならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長及びその他の職員を置く。

2 事務局長及びその他の職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免し、この法人と雇用契約を締結する。

3 事務局長及びその他の職員には、雇用契約上必要な賃金を支払わなければならない。

4 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、一般会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業年度当初における事業計画及び活動予算の承認
- (5) 事業報告及び活動決算の承認
- (6) 理事の選任又は解任
- (7) 監事の選任又は解任
- (8) 理事及び監事の職務及び報酬
- (9) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 一般会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号に規定するときを除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 理事長が前項に規定する臨時総会を招集しないときは、請求をした者が、臨時総会を招集することができる。

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。ただし、電子メールによる通知を求める一般会員に対しては、書面による通知に代えて電子メールをもって通知をすることができる。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した一般会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、一般会員総数の 2 分の 1 以上の出席者がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 4 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した一般会員の 2 分の 1 以上の同意があるときは、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した一般会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は一般会員が総会の目的である事項について提案した場合において、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各一般会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない一般会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電子メールをもって表決し、又は他の一般会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した一般会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する一般会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 一般会員総数及び出席者数(書面もしくは電子メールによる表決者又は表決委任者があるときは、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び活動決算
- (3) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) 事務局長及びその他の職員の雇用等に関する事項
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) その他運営に関する必要な事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電子メールをもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、電子メールによる通知を求める理事に対しては、書面による通知に代えて電子メールをもって通知をすることができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長が行う。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があったときは、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電子メールをもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、

理事会に出席したものとみなす。

- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面または電子メールによる表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業の資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、事業年度当初における事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事会の議決を経た上で、総会において、その承認を得なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 45 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加と更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上で、当該事業年度終了後最初の総会において、その承認を得なければならない。

2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した一般会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項の変更については所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 法人が行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 一般会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、一般会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(前条第1項第4号及び第5号による解散を除く。)をしたときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した一般会員の過半数の議決を経て選定される団体に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において一般会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 活動の区域

(活動の区域)

第54条 この法人の活動区域は、香川県三豊市高瀬町内とする。ただし、理事会の議決を経た活動については、この限りではない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第11章 雑則

(雑則)

第56条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	高木 知巳
副理事長	高嶋 和弘
副理事長	大平 淳子
理事	青野 秀清
同	河野 博
同	中西 節夫
同	小野 真一
同	豊嶋 憲一
同	豊島 夕起子
同	宮崎 史郎
同	松本 鐵也
同	小野 秀樹

同	近藤 光子
監事	川江 秀樹
同	鴨田 郁夫

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定に関わらず、成立の日から平成 29 年 5 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定に関わらず、設立總會の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定に関わらず、成立の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

これは当法人の定款の原本に相違ありません

香川県三豊市高瀬町下勝間 2 3 4 7 番地 1

特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬

理 事 長 高木 知巳

